

機械等の取得価額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	------------

別表六の二十(三)付表 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称		1					
措法第42条の11第1項各号の該当号		2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 国 際 戦 略 事 業 の 内 容		3					
資 産 区 分	種 類	4					
	構造、設備の種類又は区分	5					
	細 目	6					
	取 得 年 月 日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	特 定 国 際 戦 略 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	8	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	10					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (9)－(10)	11					
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六の二(十三)付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15第2項《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する個

別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。